

令和5年度

## 軽四輪貨物車（ダンプ）製造請負仕様書

### 第1章・総則

#### (1)趣旨

この仕様書は、八尾市環境部環境事業課(以下「当課」という)が、令和5年度に購入する軽四輪貨物車(ダンプ)について必要な事項を定めるもの。

#### (2)基準

本仕様書及び次の法令等、関連法規に適合したものであるもの。

1. 道路運送車両法
2. 道路運送車両の保安基準

#### (3)疑義

仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、当課と協議のうえ当課の指示を受け、誤りのないようにすること。

なお、不明な点は、当課へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。

契約後に生じた疑義は、当課と協議のうえ対応するものとする。

#### (4)費用

入札価格には、重量税、リサイクル、自賠責、印紙代、消費税を含まないこと(その他に発生する費用はすべて入札価格に含む)。

#### (5)検査(中間検査・完成検査)

1. 中間検査は、受注者立会いのもと、当課担当者が行う。
2. 受注者は、中間検査前に当課担当者と仕様確認する。
3. 中間検査は、八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)で実施する。
4. 中間検査時の異議については、修正後必ず当課担当者に確認する。
5. 完成検査は、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当課の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査するものとする。

#### (6)納入

1. 納入場所 八尾市清掃庁舎内(八尾市高美町5丁目2番2号)
2. 納入期日 令和6年3月31日(日)
3. 納入台数 2台

#### (7)点検 修理

点検・修理は、迅速・丁寧に実施する、

#### (8)製作上の注意

1. 使用上の安全性、操作性を十分考慮すること。
2. 清掃、点検整備、修理等が容易に行えること。
3. 各 S/W 類のレイアウト及び装備品等の積載については、当課の意見を取り入れ機能的かつバランスよく配置し製作すること。

## 第2章・主要諸元表及び主要装備

衝突回避・被害軽減に寄与するブレーキを標準装備し、最新の排ガス規制に適合した0.65Lクラスのカソリン車でレギュラーカソリン仕様

項目	仕様
キャブ形状	標準ルーフ
乗車定員	2人
最大積載量	350kg
変速方式	オートマチック車 2台
長さ	340cm未満
幅	150cm未満
高さ	180cm未満
荷箱長	188cm程度
荷箱幅	138cm程度
荷箱高・後方	54cm程度
荷箱高・キャビン後ろ・左右 (アオリ含む)	約 100cm
駆動方式	2WD 4WD 問わず

#### 装備品及び付属品

1. A/C、
2. フロアーマット一式
3. ドアバイザー一式
4. ナビゲーションシステム
5. ドライブレコーダー(デンソーDN-PROⅢ等・10時間以上録画できるものとする)
6. バックアイカメラ
7. スペアタイヤ
8. 標準工具一式

#### その他(八尾市仕様)

1. ほうきと、ちりとり掛けのブラケットを取付ける。
2. 左折及び後退時の警告音声アラームを取付ける。
3. 別途指定の車載用拡声器を取付ける。
4. 別途指定のロゴ・文字看板を取付ける。
5. ボディ左右にアオリを取付ける。

6. ボディ前方左右に足掛けサイドアンダーガードを取り付けること。
- 7 .ボディに飛散防止ネット・取り付けに必要なネットフック・ネット押さえつけ板を取り付けること。

#### 別 途 指 定 事 項

##### 1.指定の車載用拡声器システム

- ① ノボル製 10W アンプ (YD-311B)
  - ② ノボル製車載スピーカー (SC-113C)
- ①と②についてはいずれも同等品可能とする

##### 2.指定のロゴ・カラー

- ① 八尾市(ボディ左右に各1箇所) ゴシック 白
- ② 八尾市市章(左右ドアに各 1 箇所) 白
- ③ ボディーカラー パステルグリーン

※上記指定のロゴ・カラー①②及びボディーカラーについては、現車を確認すること

ボディーカラーは、バンパー・キャビン前後左右

ボディー外側前後左右側面

ボディ内側前後左右側面

アオリ三面裏表及びネット受け金具

ドア開閉部内側（当課担当者と協議）を含む

#### [参考]

ちりとり・ほうき立て



### 第3章・不当介入に対する措置(八尾市契約関係暴力団排除措置要綱)

1. 受注者及び下請人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
2. 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
3. 受注者及び下請人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることができる。